

令和3年6月理事会議事録

1 開催日時 令和3年6月21日（月） 14時59分 ～ 17時01分

2 場 所 社会保険診療報酬支払基金本部

3 出席者

理 事 長	神 田 裕 二
公 益 代 表 理 事	山 本 光 昭
同	佐 藤 裕 一
保 険 者 代 表 理 事	木 倉 敬 之
同	鳥 海 孝 治
同	長 尾 健 男
同	北 原 省 治
被 保 険 者 代 表 理 事	古 川 大
同	安 原 三 紀 子
同	伊 藤 彰 久
診 療 担 当 者 代 表 理 事	猪 口 雄 二
同	松 本 吉 郎
同	松 本 純 一
同	遠 藤 秀 樹
公 益 代 表 監 事	塔 下 和 彦
保 険 者 代 表 監 事	吉 田 雄 彦
被 保 険 者 代 表 監 事	田 中 伸 一
診 療 担 当 者 代 表 監 事	篠 原 彰
常 任 顧 問	助 川 正 博
参 与	安 部 好 弘

4 議 題 1 議 事

- (1) 公益代表役員等の選任（案）
- (2) 令和2事業年度事業状況及び決算（案）

ア 一般会計

- ・ 事務費勘定
- ・ 診療報酬等概算前払補助勘定
- ・ 社会保障・税番号制度勘定

イ 医療機関等情報化補助関係特別会計等

ウ 前期高齢者関係特別会計等

- ・ 前期高齢者特別会計事業費勘定

・後期高齢者医療特別会計事業費勘定

## 2 報告事項

- (1) 本部監事監査結果報告
- (2) 審査委員会規程（省令）の一部改正
- (3) 令和3年6月審査委員改選の状況
- (4) 令和2年度の支払基金の取扱状況
  - ア 診療報酬等確定状況（令和2年4月診療分～令和3年3月診療分）
  - イ 審査状況（令和2年5月審査分～令和3年4月審査分）
  - ウ 特別審査委員会の審査状況（令和2年5月審査分～令和3年4月審査分）

## 3 定例報告

- (1) 令和3年5月審査分の特別審査委員会審査状況
- (2) 令和3年4月理事会議事録の公表

## 4 その他

- (1) 6月期末手当及び勤勉手当
- (2) 令和3年5月書面理事会に係る各側理事からの指摘事項

## 5 議事内容

（理事長）

それでは、定刻より少し早いですが、出席者の方が全員おそろいなので、ただいまから理事会を開催する。

本日の理事会の議事録署名者として、木倉理事、猪口理事にお願いします。本日は、被保険者代表の福田理事が欠席である。

この結果、本理事会は、理事会の構成員である理事長及び理事総数15名のうち、14名の出席を確認しているので、支払基金定款第21条第1項に規定されている定足数を満たしており、本理事会が成立することを申し添える。

5月の理事会は、書面による開催とさせていただいた。東京においては、引き続きまん延防止等重点措置が講じられているところであるが、今月は役員の選任及び決算等の議決事項があることから、感染防止対策を講じた上でウェブ及び対面による開催とさせていただいた。

それでは、議事に入る。

初めに、議題(1)「公益代表役員等の選任（案）」についてお諮りをする。

公益代表役員等の公募については、役員選考委員会において応募者を選考の上、理事及び常任顧問候補者を決定していただき、6月理事会において

選任いただくこととしていた。過日、同委員会において書類選考及び面接選考が終了し、公益代表役員等の候補者が決定されたとの報告を受けている。

本日は、役員選考委員会を代表して委員長にご出席いただいているので、この後、事務局からの選考の経過について報告した後に、役員選考委員会委員長から選考結果及び選任理由について、ご報告をいただきたいと思う。

(役員選考委員会事務局長)

経緯を説明させていただく。

スライドの2ページをご覧ください。

公益代表理事については、再公募である。また、常任顧問については、支払基金が公的な役割を持った機関であり、公正な事業運営が求められることなどを踏まえて、選考の公正性及び透明性を確保する観点から併せて公募を実施した。

公募については、民間からの応募も広く求める観点から、民間企業における役員の選任や解任の決定時期を考慮し、4月1日から4月30日までの1か月間、ホームページ等で行った。

その結果、理事候補については3名、常任顧問候補については4名の応募があった。

スライドの3ページの役員選考委員会の開催状況等をご覧ください。

第1回選考委員会は3月19日から29日にかけて持ち回り開催とし、今般の公募に係る募集要項に該当する職務内容書及び選考基準の決定などを行った。

第2回選考委員会の開催も同様に持ち回り開催として、5月12日から18日にかけて書類選考を実施し、履歴書、職務経歴書及び自己アピール文書から職務内容書に記載された能力、経験、資格についての審査を行った。

その後、6月4日に書類選考を通過した理事及び常任顧問の候補者の面接を実施し、面接選考終了後、役員選考委員会を開催し、面接評価結果を踏まえ、選考委員の合議の上、本理事会に提示する候補者を決定していただいたところである。

(理事長)

ただいまから、公募2ポストの選考結果、選任理由について役員選考委員会委員長から報告をしていただく。

(役員選考委員会委員長)

お手元に選考委員の名簿が配付されておりますが、この度の支払基金役員公募による選考につきましては、私を含め、8名からなる選考委員会で

書類選考、面接を実施し、公益代表委員としてふさわしい者の選考に努めてまいりました。

本日は、選考委員会を代表して、委員長である私から選考の経過と結果をご説明申し上げます。

それでは、理事候補についてご報告する。

理事候補については、3名から応募があり、書類選考の結果、3名とも書類上においては資格要件を満たしていたため、3名の面接選考を実施することとした。

3名の応募者の面接を行う予定であったが、当日、このうち1名から選考辞退の申し出があったため、結果として2名の面接を実施し、より高い評価を受けた神山浩一氏を理事候補として理事会に提示する。

選考委員会として神山氏を選任する理由を申し上げます。

神山氏ともう1名、2名の面接を実施したわけだが、両者とも相応に高い評価を受けた。

神山氏ではないもう一方の方は、大手都市銀行に長年勤務され、ほぼ一貫してその銀行では年金制度に関する業務に従事され、よって年金制度に関する知見は極めて優れているものの、医療保険制度の知見には極めて疑問があり、今後、理事長を補佐する等々については不安があると判断した。

これに対し選任する神山氏については、年齢的な問題がややあるものの、リーダーシップを発揮して組織改革に取り組む実行力や強い意欲、また、改革についての経験やマネジメント能力、医療保険制度に関する知見といった点でより高い評価を受けた神山氏が、審査支払機関改革における支払基金での今後の取組について、理事長を補佐して着実に進めていく支払基金の理事として適任であると判断した。

以上のことから、私たち選考委員会は、神山氏を理事候補として本理事会に提示するので、ご審議のほどよろしく願います。

なお、皆様のお手元には、履歴書、職務経歴書及び自己アピール文書を配付しているので、ご参考としていただき、ご審議のほどよろしく願います。

(理事長)

ただいま、選考委員会を代表して、委員長から神山浩一氏が理事候補として提示されたが、この件について質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

特段のご質問、ご意見等がないようなので、役員の選任については、支払基金定款第6条第2項により、「理事会で選任する」とされているので、

この規定に基づき、ただいま提示されました神山浩一氏を理事として選任することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認めて、神山浩一氏を理事として選任することとする。

役員の選任については、支払基金法第11条第1項において「厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない」とされているので、本日の理事会で議決していただきました理事については、直ちに厚生労働大臣に認可申請することとする。

続いて、常任顧問候補の選考結果、選任理由につきまして、役員選考委員会委員長からご報告をしていただき、その前に、常任顧問候補者である山崎審議役にあつては、当事者に該当するため、審議が終了するまでの間、一旦退席する。

(山崎審議役退席)

(役員選考委員会委員長)

続きまして、常任顧問候補についてご報告申し上げます。

常任顧問候補については、書類選考により4名から3名に絞り込んだ。

書類選考で1名を不合格とした理由であるが、応募書類に不備があり、応募要件を満たしていなかったということで不合格とした。

したがって、常任顧問候補については、3名の面接を実施した結果、より高い評価を得た山崎章一氏を本理事会にご提示申し上げる次第である。

選考委員会として山崎氏を常任顧問候補として選任した理由として、現職の支払基金審議役として医療保険制度や支払基金改革に関する十分な識見を有していることはもちろん、現在も支払基金改革プロジェクトチームのリーダーとして支払基金改革の全般の進捗管理を担当するとともに、内閣官房IT総合戦略室、国保中央会との情報連携を図るなど、現在進めている支払基金のシステム開発や維持管理を的確に実施していることができる豊富な経験、能力を有し、支払基金の常任顧問として適任であると判断した。

なお、他の応募者2名のうち、1名は、医療保険の制度面や実務面での知見については相応の評価を得たものの、ICTの活用といった問題や今後の展開についての知見に疑問があったこと、また、さらにもう一人については、医療保険の制度面や実務面についての知見及びICTの活用と今後の展開についての知見に疑問があり、今後の具体的な対応を示すことに不

安があると判断した。

以上のことから、選考委員会では、山崎章一氏を常任顧問として本理事会に提示するのでご審議のほどよろしく願います。

(理事長)

ただいま、山崎章一氏が常任顧問候補として提示された件について、質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見がないようなので、常任顧問の選任については、支払基金定款第14条第2項の規定において「理事会の議決を経て理事長がこれを行う」とされているので、この規定に基づいて、山崎章一氏を常任顧問として選任することとしてよろしいか、お諮りする。

(異議なし)

ご了承いただいたので、山崎章一氏を7月1日付をもって常任顧問に選任することとする。

これをもちまして公益代表役員等の選任についての議決を終了する。

役員選考委員会委員長におかれては、ご多用の中、選考委員会の審議、そして本日の理事会への出席、誠に感謝申し上げます。

それでは、役員選考委員会委員長については、ここでご退室をいただく。

(役員選考委員会委員長退室、山崎審議役入室)

それでは、次の議題に移る。

お手元の議事次第にはないが、1点報告がある。

審査支払新システムについては、現在、9月の稼働に向けて業者間の連携に着目したテストを行っているが、新システムの請求・支払領域を担っている業者から本稼働延伸の申し出があったので事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「請求・支払領域における本稼働の延伸について」本稼働延伸の申し出、本稼働延伸の原因、開発遅延による影響、リカバリ対策、今後の具体的な対応等を説明。

-----

(理事長)

それでは、ただいま説明があった審査支払新システムの請求・支払領域の稼働の延伸について、質問等があればご発言下さい。

(保険者代表理事)

このたびの富士通社の失態であるが、大変遺憾に思っている。

それで、修正に10か月ほどかかるという話である。来年の4月に診療報酬改定がある。我々としては、専門家の方々がこうやっていくということなので、それを信用して見守るしかないというところなので、基金としても、やることは最善を尽くしていると見ております。

それと、この進捗の報告、富士通社が作った修正の工程表等々に基づく状況についても逐次報告をしていただきたいと思います。よろしく願います。

(事務局)

富士通社の特に延伸に関わるこの進捗については、理事の方々にも逐次ご報告をさせていただき体制を整えたいと思っている。

(理事長)

ほかに質問、意見等があればご発言下さい。

(被保険者代表理事)

この本件に限らないかもしれないが、今後もこのようなデジタル化に伴う業務改革というのは断続的に進んでいくものと理解している。

こういったいろいろな発注をする、外注、専門家に外注するという仕組みというのが基本的な形だと理解しているが、今回は、この案件に対する対応ということで報告いただいている。今後もこういったことが起こり得るという前提で、構造的に、こういった基金としての体制であるとか、支払基金の中でもこういったことに対応する人材の育成であるとか、体制の整備等、そういったことも課題として出てきているのではないかと見受けられるので、意見ということではないが、今後のいろいろな改革に向けての一つの課題もあろうかと捉えているということをお願いしたい。

(事務局)

仰るように、基金としても体制整備、あるいはこういったIT関係の人材の育成についても当然今後進めてまいりたいと考えている。ご意見として承らせていただく。

(理事長)

他に質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

他に質問、意見等がないようであれば、先ほど理事の方からいただいた意見を踏まえて、今後、高いレベルにおいて進捗管理をきちんと行っていくように努めていきたいと考えている。

それでは、次の議事に移りたいと思う。

議事(2)「令和2事業年度事業状況及び決算(案)」についてお諮りする。

初めに、「ア一般会計」及び「イ医療機関等情報化補助関係特別会計等」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

一般会計に係る令和2事業年度事業状況及び決算（令和2事業年度における新型コロナウイルス感染拡大への対応、審査事務集約に係る取組等）を報告の上、一般会計事務費勘定、診療報酬等概算前払補助勘定、社会保障・税番号制度勘定、医療機関等情報化補助関係特別会計等に係る収入支出内訳、収入支出予算と決算内訳、損益計算書及び貸借対照表を説明。

(理事長)

それでは、一般会計の事業状況、決算、医療機関等情報化補助関係特別会計等の決算等について、質問、意見等があればご発言ください。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

異議なしと認め、原案のとおり決定させていただく。

続きまして、「ウ前期高齢者関係特別会計等」について、事務局から説明する。

-----事務局から資料説明-----

「前期高齢者関係特別会計等」について、前期高齢者特別会計事業費勘定、後期高齢者医療特別会計事業費勘定に係る収入支出予算と決算内訳、損益計算書、貸借対照表、収入支出内訳等を説明。

(理事長)

それでは、ただいま説明があった前期高齢者納付金の関係と後期高齢者医療の特別会計とその他特別会計について、質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

(理事長)

特段の質問、意見等がないようであれば、原案のとおり決定することとしてよろしいか。

(異議なし)

それでは、異議なしと認め、原案のとおり決定させていただく。

ただいま議決をいただいた各決算については、法令の定めるところにより、28ページの一般会計5勘定とオンライン資格確認の開発経費を経理している社会保障・税番号制度会計については、厚生労働省宛て提出することとし、その他の会計については、厚生労働大臣に提出の上、承認を受ける手続を取らせていただく。

なお、財産目録、事業状況報告書については、支払基金のホームページにも掲載するほか、基金本部において備え置くこととしている。

続きまして、報告事項に入る。

まず、(1)「本部監事監査結果報告」について、公益代表監事から報告する。

(公益代表監事)

去る6月9日、11日の両日、本部において決算及び業務に関する監査を行った。その結果について報告する。

スライド68ページをご覧ください。

まず、令和2事業年度の決算監査について、一般会計ほか各会計の事業状況報告書は、法令及び定款に従い、当基金、支払基金の状況を正しく示し

ているものと認められ、併せて各会計における財産目録などについても適正に処理されているものと認められる。また、外部監査法人であるトーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認められる。

続いて、スライド69をご覧ください。

令和2年事業年度の業務監査について説明する。

各部室及びプロジェクトチーム等においては、事業計画実施要領に基づき、工程・進捗管理を行いながら、各計画に対し着実に取り組んでいるものと認められる。

続いて、次の2点については、今後の見直し・改善、取組の徹底を指摘している。

1点目は、リスク管理・事故再発防止をはじめとする内部統制システムについて、各委員会・部会等の体制構築、規程・マニュアル・各種チェックシート等の整備を通じ、各組織で理解・定着が図られてきていると認められるところだが、今後は、適正な業務運営を支えるためのより実効的なシステムとなるよう、継続的な運用、見直しと改善に取り組まれないということ。

2点目は、コンプライアンス遵守、情報資産保護、災害時の安否確認等、全役職員がその趣旨を理解し対応すべき事項については継続的な取組を通じさらなる徹底に努められたい。という2点である。

(理事長)

ただいまの本部監事監査結果報告について、質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

特段の質問、意見等がないようであれば、報告事項の(2)「審査委員会規程、省令の一部改正」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「審査委員会規程（省令）の一部改正」について、概要、運用方法を説明。

-----

(理事長)

ただいまの審査委員会規程の改正について、質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

特段のご質問、意見等がないようであれば、続きまして、報告事項の(3)「令和3年6月の審査委員の改選」について報告する。

審査委員の任期は、厚生労働省令で2年と定められているが、5月末日をもって任期が満了となり、6月1日付をもって委嘱を行っている。

今回の改正に当たり、ご協力をいただいた関係者の皆様に御礼を申し上げます。

それでは、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「令和3年6月審査委員改選の状況」について、審査委員の選任方法、委嘱状況及び医療顧問の採用状況を説明。

-----

(理事長)

ただいまの審査委員の改選の状況について、質問、意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

76スライドに最年長85歳とあるが、これは医療顧問なのか、それとも普通の審査委員なのか。

(事務局)

一般の審査委員である。

(診療担当者代表理事)

当然10年以上されている方だと思うが、経験は何年ぐらいか。

(事務局)

10年以上にはなるが、確認させていただく。

(診療担当者代表理事)

先ほども、原則70歳未満という話をされていて、余人をもって代え難い人材であろうと思われるが、85歳というのはかなり高齢に見受けられるので、それでもどうしてもというような、特別な理由は聞いているのか。

(事務局)

今回の報告の中には、今、仰ったような余人に代え難い方であって、やはりこれまで審査委員会の中でも中心的にやっていただいたということもあり、後任も今の段階では見つかっていないという状況があるので、今回、再任の手続をさせていただいた。

(診療担当者代表理事)

こんなことを本部の理事会で言うべきことではないかもしれないが、審査委員の成り手が少ないのは事実なので、なかなかお願いするほうも大変である。

ちなみに都道府県はどこか。

(事務局)

広島県である。

(診療担当者代表理事)

了解した。

今後、経験のない方も選ぶようによろしくお願いしたい。

(理事長)

ご意見に感謝申し上げます。

原則的には、特に多いのは審査委員長とか副審査委員長、あるいは医療顧問、主任等で、後任者が一応その念頭にあるが、その方に引き継ぐまで一定の期間がかかるというようなケースが多くあるが、今後、一定のルール化をもう少ししていきたいと考えている。

他に、質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

それでは、続きまして、報告事項の(4)「令和2年度の支払基金の取扱状況」の「ア診療報酬等の確定状況」及び「イ審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「診療報酬等確定状況（令和2年4月診療分～令和3年3月診療分）、審査状況（令和2年5月審査分～令和3年4月審査分）」について説明。

-----

(理事長)

ただいまの令和2年度の支払基金の取扱状況について、質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

それでは、続きまして、「令和2年度の特別審査委員会の審査状況」について、事務局から報告する。

-----事務局から資料説明-----

「特別審査委員会の審査状況（令和2年5月審査分～令和3年4月審査分）」について説明。

(理事長)

ただいまの令和2年度の特別審査委員会の審査状況について、質問、意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

116スライドで一つ教えていただきたい。今、説明では、保険者から取り寄せて査定したということだが、これは、いわゆるノー審査で査定と受け取ってよろしいか。

(事務局)

こちらについては、新型コロナの関係で、令和2年4月と5月を、レセプトのコピーを特別審査委員会で取っておき、基本は、その請求されたものをそのまま支払いをしたが、後日、審査委員による審査を行って、査定となるものだけ取り寄せて査定を処理したという状況である。

(診療担当者代表理事)

取り寄せてというので、ちょっと何か分かりにくくなっているが、いわゆる特別審査委員会は、正式には開けなかったが、一応審査をして査定をしたということか。これだけだと、保険者から取り寄せたものを全て査定したというふうに受け取れるが、そうではないということか。

(事務局)

そのとおりである。きちんと審査をした上で査定の処理をしている。

(診療担当者代表理事)

ちょっと書き方を気をつけるようにしていただきたい。

(事務局)

ご指摘について承った。

(理事長)

他に、質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

次に、定例報告に入るところであるが、既に会議2時間ほどかかっておりこの後、ご予定のある理事等の方々もいらっしゃると承知しているので、定例報告については説明を省略させていただくので、後ほどご高覧いただければというふうに思う。

1点だけ、お手元の資料、スライド131の4その他(1)「6月期末手当及び勤勉手当の報告」であるが、国家公務員及び他の公的機関の改定状況を勘案し、6月の期末手当及び勤勉手当については、スライド131のと通りの支給月数とさせていただいた。ご報告をさせていただく。

その他、最後に、資料として、先月の書面理事会において各側の理事からあった指摘事項についての資料を添付してあるが、既に時間が経過しておりますので、個別にご説明をさせていただいているので、説明は省略させていただきたいというふうに思う。

全体を通して、何か質問、意見等があればご発言下さい。

(診療担当者代表理事)

最初の役員の選考に関してだが、それに対して異議があるということではないが、当然そのときに言わなかったが、今、理事で役員で欠員なのは専務理事だったと思うが、それは、この方が専務理事になられるということになるわけか。それはまだ違う話なのか。

(理事長)

専務理事については、理事長が指名することになっており、大臣認可を得た段階で指名をさせていただきたいと考えている。本日、理事として決定していただいた方を専務理事として指名する予定にしている。

(診療担当者代表理事)

その理事の中から理事長が選任するという理解でよろしいか。

(理事長)

そのとおりである。

(診療担当者代表理事)

1名欠員があつて、選ばなかったというのは、今の現理事の中では、理事長が専務理事となかなか認められるような方がいなかったという理解でよろしいか。

(理事長)

理事の方が欠員になっており、理事の方がそろったところで指名をさせていただくということにしたということで、大臣認可が下りたところで指名をさせていただくことにしている。

(診療担当者代表理事)

良い方が選ばれたという理解でよろしいか。

(理事長)

理事の方が全員そろったので、指名をさせていただく。そのようにご理解いただければと思う。

(診療担当者代表理事)

了解した。

(理事長)

他に、全体を通して何か質問、意見等があればご発言下さい。

(質問・意見等なし)

それでは本日、助川常任顧問が最後の理事会ということになることから、挨拶をさせていただく。

(助川常任顧問挨拶)

(理事長)

それでは、本日の理事会はこれもちまして閉会とさせていただきます。

決算、役員選任、それから審査の状況等、議題が多くて時間を要して、説明が長かったことはおわび申し上げたい。

次回の理事会について、7月26日月曜日の午後3時から開催を予定しているので、よろしくお願い申し上げます。

令和3年6月21日

理 事 長 神 田 裕 二

保 険 者 代 表 理 事 木 倉 敬 之

診 療 担 当 者 代 表 理 事 猪 口 雄 二